

# 専門委員会規程

特定非営利活動法人日本フロアホッケー連盟

(目的)

第1条 特定非営利活動法人日本フロアホッケー連盟は（以下本連盟）、定款第41条（委員会）により専門委員会規程を定める。

(組織)

第2条 本連盟に、財務委員会、普及委員会、及び、倫理規定で定めた倫理委員会を置く。

2 倫理委員会は倫理規定に準ずる。

(構成)

第3条 委員会は、理事長推薦の委員長及び委員をもって構成する。

2 各専門委員会委員長及び委員は、理事会の承認に基づき、理事長が委嘱する。

(任期)

第4条 専門委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 委員会はそれぞれ委員会を開いてその会務を処理する。なお、電子媒体による会議も可とする。

2 委員会は委員長が招集し、議長は委員長がこれにあたる。

(財務委員会)

第6条 財務委員会は次の各号に関する会務を処理する。

(1)事業の遂行に必要な財源の確保、資金の調達に関する事項

(2)予算の編成及び、決算の調整に関する事項

(3)金銭の収受及び、支出に関する事項

(4)その他経理に関するあらゆる事項

(普及委員会)

第7条 普及委員会は次の各号に関する会務を処理する。

(1)全国のフロアホッケーの普及事業に関する事項

(2)支部及び近隣地域にかかわるフロアホッケーの普及活動

(3)地域及び職域におけるフロアホッケーの普及活動

(4)その他フロアホッケーの普及活動に関するあらゆる事項

附 則

1 この規程は平成30年10月1日から施行する。

2 第6条の財務委員会は、各支部代表者との連携を密にして財源の確保を推進する。

3 第7条の普及委員会は、各支部の普及活動においては、支部代表者との連携を密にして普及活動を推進する。全国及び支部近隣地域の普及活動においては、委員長の指導のもと、各処の実態を踏まえて普及活動を推進する。